



## &lt;市町村探訪&gt;

## 田園都市景観の形成を目指して

## - 景観条例による取組み」 (阿見町)

はじめに

阿見町は、霞ヶ浦や平地林を始めとする豊かな自然が数多く残されているまちですが、近年、圏央道計画を始めとする各種の大規模プロジェクトが進展し、工業の伸びも著しく、急速に都市化と人口増が進み、みどりの減少が顕在化するなか、自然と調和した開発、みどりを基調としたまちづくりの推進が急務になってきました。

こうした状況を背景に町では、平成7年度から景観施策に着手し、平成9年度には町の景観づくりを効果的・継続的に進めていくための指針となる「阿見町景観大綱」をまとめました。

そしてこの大綱に基づき、町の美しい自然環境を守り育て、魅力ある景観づくりを推進することを目的とした「阿見町景観条例」を平成11年3月に制定、7月から施行しています。

景観条例の概要

阿見町景観条例は、全4章から成り立っています。

第1章は総則として条例の目的や行政と町民、企業の責務など条例の基本的な考え方を規定しています。

また第2章では、町民の森の指定や生垣設置の奨励などの「みどり」や景観形成道路の指定及び届出制度を規定した「沿道景観」、表彰制度や各種助成措置を規定した「啓発・体制づくり」の3つの柱を基本として各種施策を盛り込んでいます。

第3章では、阿見町景観審議会の設置について規定し、第4章は雑則となっています。

この景観条例は景観整備を住民と行政が一体となって進めるという役割を果たすとともに、景観に関する憲章的なシンボルの意義をもち、景観行政施策を総合的・計画的に展開するための制度的柱となっています。



住民参加による景観に配慮した遊歩道の整備（阿見中前）  
平成11年度「茨城県うるおいのあるまちづくり顕彰事業、グリーンリボン賞」を受賞

景観形成道路の指定

条例に規定されているユニークな施策を紹介し、まず。

第1は、「景観形成道路の指定制度」です。これは、町の顔となるような沿道景観を形成し、また、みどり豊かな田園景観を守るために、計画的に景観誘導していく必要がある道路またはその沿道を、「景観形成道路」として指定するものです。

町は平成13年4月にJR荒川沖駅から市街地に通じる「都市軸道路」（都市計画道路新町・中郷線、中郷・寺子線、荒川沖・寺子線）及びその沿道と、常磐自動車道・桜土浦ICから延びる「国道125号線バイパス及びその沿道」の二路線を景観形成道路に指定しました。

景観形成道路では、将来の景観形成の方向性などから7つに区間（\*）を分け、区間ごとに、景観形成に関する基本方針と沿道景観形成基準を定めており、建築物や屋外広告物などの新築等の際には良好な沿道景観を創出・保全するための基本方針と基準に沿った計画づくりが求められます。

（\*） 7区間のうち、2区間については、沿道景観の方向性に大きく影響する土地区画整理事業や都市計画道路等の進み具合と整合を図りながら順次基準を策定していく予定。



茨城大学農場内に整備された遊歩道と一体となった緑豊かな都市景観（景観形成指定道路中郷寺子線の一部）

例えば建築物等に対してはできるだけセットバックさせ沿道に面して生垣や植栽を設けることや、高さは、周辺の景観や沿道景観全体での調和を図るため、原則として20m以下を奨励しています。色彩に対しても彩度6以下と周囲の環境と調和を保つよう基準を定めています。

また、沿道の緑化・修景などに対して、安全で心地よい沿道景観を創出するために、石堀でなく透過性のある意匠で敷地内のみどりを活かすことを奨励しています。

これらは事前の届け出制を義務付けており、届出の対象や延べ面積により助成金の措置が設けられている一方、基準に適合しない者については、助言、指導、要請等の法的な措置がとられることになっています。

すでに大手企業や病院、工場を含めた十数件が、届け出を行い、改装時に外壁の色彩に配慮したり、道路沿いに長く連なっていたブロック塀を、透過性のある茶色のフェンスに変え植栽するなど、区間ごとの基本方針に沿った景観づくりが進みつつあります。

また、都市軸道路沿いの協和発酵前交差点では、住民参加のワークショップ形式で、ポケットパーク「ふれあいスポットまいあみ」を整備したり、茨城大学農場前では歩道と接する敷地を大学の協力を得て、散策路として植栽整備し、歩きながら美しいみどりと歩行空間を満喫できるという「ひと」を主役とした景観づくりに力を注いでいます。

このように、「景観形成道路」の指定制度は、道路と沿道環境を、まちの象徴的景観と捉えるとともに、周辺住民や企業を巻き込んだの景観づくりを行う場として位置付けているという個性的なものと言えます。

住民参加で整備されたポケットパーク。帆掛け舟をイメージしたモニュメントと皆で座れるベンチ。手前の茨城大学の看板も街並みに調和した意匠。中郷寺子線 協和発酵前交差点

## 町民の森の指定

条例の中でもうひとつ目を惹くものが「町民の森」指定制度です。

これは、主に市街地内にある樹林地等について、貴重なみどりとして保全し、うるおいのある景観を創出し、町民の健康・レクリエーションの場として活用するために「町民の森」として指定し、自然を活かした公園整備等を行うというものです。

具体的には荒れ果てていた私有林で、地元のボランティアグループが手入れをしている約1haの里山があり、既に町は指定のために必要な状況調査を終え、今年4月には「町民の森」として指定、所有者と使用貸借契約を結び、自然林を保全しつつ伐木を使ったベンチやブランコ作り、遊歩道の設置などの整備を行っていく予定です。

## 景観づくりからまちづくりへ

よい景観とは、「場所の特性と人間生活がしっかりと調和した心地よい空間」（『日本の景観』樋口忠彦著 1981 春秋社）という定義があります。これは、本来、「景観」は外から訪れる人のためにあるのではなく、その街に住む人々が享受するためにあるものだという考えを改めて実感させてくれる言葉だと思います。

真に豊かさや潤いを実感できる地域づくりが求められる今日だからこそ、身近な「景観」を守り育てることが意義深いことになっています。

阿見町のパンフレットには、「みんなでつくる阿見町の景観づくりー皆の手で育むまちのたからものー景観づくりは、より住み良いまちづくりを実現することです。」とありました。

「霞ヶ浦・筑波山の原風景を活かし のびやかにひろがる田園都市景観の形成」（阿見町景観整備計画（H8策定）の基本目標）を目指して、行政と住民、企業による“景観づくり”からの“協働のまちづくり”が着々と展開されつつあります。

（問い合わせ先：阿見町都市開発部都市計画課）

0298-88-1111

